

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
1月27日
(金曜日)

目次

○告示

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………一

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）……………二

救急病院の認定（医療政策課）……………三

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意（団体指導室）……………三

○公告

大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出（商政課）……………三

大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………六

山口県労働委員会の委員の任命（労働政策課）……………六

土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……………六

県営周防大島地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………七

山口県告示第十三号



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十九年一月二十七日から同年二月二十七日までの間、山口県岩国環境保健所及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者
- 名 称 有限会社中国リサイクルサービス
- 住 所 岩国市山手町四丁目四番二〇号
- 代表者の氏名 松岡 廣昭
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 岩国市六呂師字水船八二六番二、八二六番四から八二六番六まで、一七九二番、一七九四番及び一七九六番
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 安定型最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず及びがれき類
- 五 申請年月日
- 平成二十八年九月二十九日

山口県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
川上 俊文	萩市大字椿東 二八六三の七	かわかみ整形 リハビリテー ションクリ ニック	萩市大字椿東 二八六三の七	通所リ ハビリ ション	平成二五、 一二、三一

居宅介護支援事業者
名 称 主たる事務所
の所在地
居宅介護支援事業所
名 称 所在地
廃止年月日

社会福祉法人山 山口市上野小路
口市社会福祉協 八九の一
議会

山口市社会福祉 七四三
協会あじす指
定居宅介護支 七〇、三一
援事業所

山口市社会福祉 五七〇 秋穂東六
協会あおい指 〃
定居宅介護支 〃
援事業所

〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃

介護予防防事業業者
氏名又は名 住所又は主
称 たる事務所
の所在地
介護予防防事業所
名 称 所在地
事業の 種類
廃止年月日

川上 俊文 萩市大字椿東 かわかみ整形 萩市大字椿東 介護予 平成二五、
二八六三の七 リハビリテ一 二八六三の七 防護所 一二、三一
ニック ションクリ

シヨク
リハビ
リテ一
シヨク

山口県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者
氏名又は名 住所又は主
称 たる事務所
の所在地
居宅介護事業所
名 称 所在地
事業の 種類
指定年月日

医療法人萩一 萩市大字椿東 かわかみ整形 萩市大字椿東 訪問リ 平成二八、
歩会 二八六三の七 リハビリテ一 二八六三の七 ハビリ 一一、一

総合メディカ 福岡市中央区 そうごう薬局 光市島田二丁 居宅療 〃
ル株式会社 天神二丁目一 光店 目二一番三号 指導 一二、

医療法人萩一 萩市大字椿東 かわかみ整形 萩市大字椿東 通所リ 〃
歩会 二八六三の七 テーシヨク 二八六三の七 ハビリ 〃

社会福祉法人 防府市大字佐 グルーブホー 防府市大字仁 ショク
ひとつの会 野一五二の一 ム笑生苑より 六 井令七六五の 対応症 〃
愛 六 活共同生 〃

〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃

山口県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防防事業業者
氏名又は名 住所又は主
称 たる事務所
の所在地
介護予防防事業所
名 称 所在地
事業の 種類
指定年月日

医療法人萩一 萩市大字椿東 かわかみ整形 萩市大字椿東 介護予 平成二八、
歩会 二八六三の七 リハビリテ一 二八六三の七 リハビ 一一、一
ニック ショク

総合メディカ 福岡市中央区 そうごう薬局 光市島田二丁 介護予 〃
ル株式会社 天神二丁目一 光店 目二一番三号 防護所 一二、

株式会社キヤ 防府市岸津二 デイサービス 防府市岸津二 介護予 〃
ンズコーポ 丁目一四番五 円笑 〇号 防府市岸津二 防護所 〃
レーシヨク 〇号

医療法人萩一 萩市大字椿東 かわかみ整形 萩市大字椿東 介護予 〃
歩会 二八六三の七 テーシヨク 二八六三の七 通所リハビ 〃

社会福祉法人 防府市大字佐 グループホー 防府市大字仁 介護予 〃
ひとつの会 野一五二の一 ム笑生苑より 六 井令七六五の 対応症 〃
愛 六 活共同生 〃

山口県告示第十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
医療法人岩国病院	岩国市岩国三丁目二番七号	平成三二、一、三二
独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院	周南市孝田町一番一号	〃 〃 〃

山口県告示第十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 域	区 分
奈古区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業及び小型定置網漁業以外の漁業



(一九) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年一月二十七日から同年五月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ南岩国店(A敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社沢岡園芸	—

- 四 届出年月日
平成二十九年一月五日
- 五 変更年月日
平成十七年六月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ南岩国店(A敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社細田	—

- 四 届出年月日
平成二十九年一月五日
- 五 変更年月日

平成十七年八月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(A敷地)
 所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ南岩国(A敷地)	フジ南岩国店(A敷地)

- 四 届出年月日
 平成二十九年一月五日
- 五 変更年月日
 平成二十四年三月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	山口市大字佐山七二	山口市佐山七二七の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ファーストリテイリング	株式会社ファーストリテイリング

- 四 届出年月日
 平成二十九年一月五日

平成十七年十月四日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)
 所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	玉塚 元一	柳井 正
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ファーストリテイリング	株式会社ファーストリテイリング

- 四 届出年月日
 平成二十九年一月五日
- 五 変更年月日
 平成十七年十一月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ南岩国店(B敷地)
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄
 岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
---------	-------	-------

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	尾崎 豊

四 届出年月日
平成二十九年一月五日
変更年月日
平成二十一年六月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ南岩国店 (B敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社メデイコ・二十一	株式会社メデイコ・二十一	株式会社メデイコ・二十一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社レデイ薬局	株式会社レデイ薬局	株式会社レデイ薬局
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	三橋 信也

四 届出年月日
平成二十九年一月五日
変更年月日
平成二十二年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ南岩国店 (B敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫

大規模小売店舗の名称	フジ南岩国店	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	フジ南岩国店 (B敷地)	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日
平成二十九年一月五日
変更年月日
平成二十四年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ南岩国店 (B敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社西松屋チェーン	株式会社西松屋チェーン	株式会社西松屋チェーン
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	大村 禎史

- 四 届出年月日
平成二十九年一月五日
- 五 変更年月日
平成二十七年四月三十日

(二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年九月十六日山口県公告(三七八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年一月二十七日から同年二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年九月十六日山口県公告(三七九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年一月二十七日から同年二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

- 所在地 防府市大字新田一一一の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二二) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十九年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

区分	氏名	職名
使用者委員	入谷 珠代	下関グランドホテル株式会社代表取締役社長
〃	西田 隆男	山口県経営者協会専務理事
〃	羽嶋 等	防府鉄工業協同組合理事長
〃	六角 朋生	宇部物流サービス株式会社顧問
〃	安本 公二	株式会社トクヤマ顧問
労働者委員	網戸 茂	マツダ労働組合山口県本部委員長
〃	岡本 博之	全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
〃	鶴岡 純枝	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
〃	中繁 尊範	日本労働組合総連合会山口県連合会会長
〃	山近 和浩	日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
公益委員	有田 謙司	西南学院大学法学部教授
〃	近本佐知子	弁護士
〃	中村友次郎	弁護士
〃	平中 貫一	山口大学経済学部教授
〃	山元 浩	弁護士

(二三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営熊ヶ迫地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十六年六月二十七日

(二四) 県営周防大島地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営周防大島地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項にお
いて準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営周防大島地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年一月三十日から同年二月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十九年一月二十七日印刷

発行人所

山口県知事